



久米島町公告第 34 号

久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託に関する条件付き一般競争入札の実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 2 年 11 月 17 日

久米島町長 大田 治雄



久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託条件付き一般競争入札実施要綱」により実施します。

1. 業 務 名 久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託
2. 入札日時 令和 2 年 11 月 30 日 15 時
3. 業務期間 契約締結の日から令和 3 年 3 月 12 日まで
4. 設 計 額 29,700,000 円 (消費税含む)

久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託 条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町（以下「町」という。）が発注する久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付き一般競争入札 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たすものから入札を受ける一般競争入札をいう。
- (2) 参加者 第8条第1項の参加申請書を提出したものをいう。

(業務委託の概要)

第3条 本業務委託は下記のとおりとする。

- (1) 業務委託の名称 久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託
- (2) 概 要 久米島町内の小学校6校、中学校2校における通信ネットワーク環境の整備
- (3) 仕 様 等 久米島町校内通信ネットワーク環境整備業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という）参照
- (4) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和2年11月17日（火）
質疑の受付締切	令和2年11月24日（火） 15時
質疑の回答予定	令和2年11月26日（木）
参加申請書等の提出締切	令和2年11月30日（月） 12時
開札及び参加申請書等の審査	令和2年11月30日（月） 15時
落札者の決定及び通知、審査結果の公表	令和2年11月30日（月）
契約締結予定日	令和2年12月1日（火）

(入札参加資格等)

第4条 参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 令和2年度久米島町工事等入札参加業者資格者名簿の「委託」部門に搭載されていること。
 - (2) 沖縄県内に本社又は支社、営業所を有し、業務完了後も十分に対応が可能なこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がなされていること。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていること。
 - (6) 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過していること、又は本委託業務の受注候補者決定日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りにしていないこと。
 - (7) 入札の広告の日から参加申請書の提出締切までに、久米島町暴力団排除条例（平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成26年策定）の規定による指名除外を受けていないこと。
 - (8) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
 - (9) 入札の広告の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
 - (10) 本業務委託と同種若しくは類似する業務の完了実績を有する者があること。
 - (11) 本業務委託に必要と認められる技術者等を配置することができる者であること。
 - (12) 本事業を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- 2 本業務委託の実施にあたり、次の要件をすべて満たすものとする。
- (1) 特記仕様書に準拠すること。
 - (2) 受注者は、業務の全部または主たる部分を第三者に委託しないこと。

(入札参加の申込み)

第5条 入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 【様式第1号別紙】誓約書
- (2) 【様式第2号】入札書
- (3) 数量総括表

(4) 調達予定調書【任意様式】

(5) 同種・類似業務に関する実績調書【任意様式】

(予定価格の公表)

第6条 入札を行う場合における予定価格については、開札時に事後公表とする。ただし、本業務委託の公告に際し設計額を公表するものとする。

(業務委託費の内訳)

第7条 本要綱第5条に係る数量総括表には、すべての項目に記入等がされていることを要し、値引き等による調整は行わないものとする。ただし、金額の表示については、小計額を千円単位未満の端数切り捨てにより改めるものとする。

(入札の方法等)

第8条 入札については、久米島町指名競争入札に係る郵便入札実施要領を準用し、郵便により行うものとする。

2 入札書は各種郵送方法を活用し提出を行い、持込み及び電子メール、FAXでの提出は認めないものとする。

3 提出期限は、令和2年11月30日の正午とする。

4 提出先 〒901-3121

沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅542番地

久米島町教育委員会 学校教育班

Tel : 098-985-2287 (直通) Fax : 098-996-2254

5 入札回数は、1回とする。

6 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

7 配達期限までに受領した入札書等は、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて、公告に定めた入札日時に開札する。

(入札の無効)

第9条 入札が久米島町契約規則第27条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。

(2) 数量総括表の内訳金額が入札額に対応しないとき。

(3) 第5条に規定する必要書類に不備があるとき。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第10条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価

格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

- 2 最低価格入札者の決定後、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格を満たし、且つ、最低価格入札者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないかどうかを審査する。
- 3 最低価格入札者が、前項の規定による審査に合格した場合は当該最低価格入札者を落札者とし、当該審査に合格しなかった場合は当該最低価格入札者を落札者とししない。
- 4 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合は、落札者が決定するまで、入札を行った者（最低価格入札者を除き、入札価格が予定価格の範囲内である者に限る。）を入札価格の低い順に順次予定価格の範囲内で最低価格による入札を行った者とみなし、第1項から第3項までの規定を適用する。

（通知）

第11条 前条の審査の結果、落札した入札参加者に対しては、電話により落札決定した旨を通知する。

- 2 前条第2項の規定により、落札者としなかった最低価格入札者に対しては、文書によりその旨を通知する。

（入札結果の公表）

第12条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者及び入札金額並びに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、本業務委託の契約締結日限り、その効力を失う